

アーキビスト認証委員会（第22回）議事の記録

1 開催日時 令和5年11月27日（月） 10時25分～16時40分

2 開催場所 国立公文書館4階会議室

3 出席者

(委員長)	高埜 利彦	(学習院大学名誉教授)
(委員長代理)	大友 一雄	(国文学研究資料館名誉教授)
(委員)	井口 和起	(京都府立京都学・歴彩館顧問)
	大賀 妙子	(国立公文書館アドバイザー)
	太田 富康	(元埼玉県立文書館副館長)
	福井 仁史	(国立公文書館首席研究官)

※井上由里子委員（一橋大学大学院教授）は欠席

(国立公文書館)	山谷 英之	理事
	中島康比古	統括公文書専門官
	田中 昭男	首席公文書専門官
	伊藤 一晴	上席公文書専門官
	中野 佳	公文書専門官
	市川 超大	公文書専門員

※山谷英之理事、中島康比古統括公文書専門官は、議題2以降に出席

4 議題

- (1) 令和5年度認証アーキビスト申請に係る審査
- (2) 准認証アーキビストの認定に係る申請受付・審査について
- (3) 認証アーキビストの更新に係る検討について
- (4) その他

5 概要

○高埜委員長 ただいまから、第22回アーキビスト認証委員会を開会する。

本日の委員会は、井上委員からご欠席の連絡があり、6名の委員の出席にて開催する。

アーキビスト認証委員会規則第7条第1項により、議決を行うことができる定数に達している。

議題1 令和5年度認証アーキビスト申請に係る審査

○高埜委員長 それでは、本日も前回に引き続き、認証アーキビストの審査を実施する。

アーキビスト認証委員会規則第7条第4項では、「委員会は、これを公開する。ただし、第2条第1項に定める審査等その他必要が認められる場合、委員長は、議決を経て、非公開とすることができる。」と規定している。これに基づき、本審査議事については、非公開とする議決を採りたいと思う。非公開としてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

○高埜委員長 それでは、異議なしということで、これ以降の委員会を非公開とする。

(以下、非公開)

○高埜委員長 それでは、ここまでを非公開の委員会とする。

○事務局(田中) このあと一旦休憩とし、委員長より館長の代理である理事へ審査結果を手交いただきたい。委員会は、審査結果の手交後、再開をお願いしたい。

(休 憩)

(山谷理事、中島統括公文書専門官、入室。審査結果を手交。)

(以下、公開)

○高埜委員長 それでは、委員会を再開する。議題に入る前に、山谷理事から一言ご挨拶をお願いしたい。

○山谷理事 本日は、鎌田館長が国際公文書館会議東アジア地域支部の総会とセミナーに出席するため、中国に出張していることから、代わりに私がご挨拶させていただきます。

委員の先生方におかれては、大変お忙しいところ、また、長時間にわたり、今年度も認証アーキビストの審査を行っていただき、誠にありがとうございました。本日いただいた審査結果については、12月8日(金)までに館から申請者に対して認証の可否を通知する予定になっている。来年には、准認証アーキビストの認定も始まるため、今後ともご協力を賜るよう、よろしくをお願いしたい。

本日は、長時間の審査に続いて非常に恐縮であるが、まず、准認証アーキビストの認定に係る申請受付や審査についての流れをご確認いただきたい。その後、認証アーキビストの更新について、前回に続き、「よくある質問(FAQ)」の具体化や更新に係る申請書様式などについて、ご審議をいただきたい。

なお、この場を借りて当館の取組をご紹介します。1階の展示室で令和5年度第2回企画展「病と生きる―江戸時代の疫病と幕府医学館の活動―」を12月17日(日)まで行っている。本展では、江戸時代に流行した疾病の流行状況や人々の対応について、当館所蔵資料を紹介しているので、ぜひご覧いただきたい。また、1階の常設展示室において「大日本帝国憲法」の原本展示を5年ぶりに行っている。こちらは12月3日(日)までであるため、併せてご覧いただきたい。

本日もよろしくをお願いしたい。

議題2 准認証アーキビストの認定に係る申請受付・審査について

○高埜委員長 それでは、議題2「准認証アーキビストの認定に係る申請受付・審査について」、事務局より説明をお願いしたい。

○伊藤上席公文書専門官 資料6に基づき説明

資料6「准認証アーキビストの認定に係る申請受付・審査について」をご覧いただきたい。第23回アーキビスト認証委員会は、2月中旬以降の開催を想定しており、その時点では准認証アーキビストの第1回認定の申請受付が開始されている。については、本日の委員会で、准認証アーキビストの申請受付から審査結果の報告までの流れを一通り確認したい。

まず、「1 申請受付」であるが、館で申請書類の確認を行う。申請書類に不備、証明書類の未添付や必要事項の未記入等があった場合は、受付処理を行わず、申請者へ速やかに連

絡し、申請書類に不備がなければ、受付処理を行う。

続いて、「2 審査の依頼」であるが、館長は、委員会に審査を依頼する。

「3 審査」であるが、委員会事務局は、申請書の記載内容、添付書類の確認等の外形的な確認を行う。委員の先生方には、申請書類に基づき、委員会において以下の審査方法に沿って、審査を行っていただきたいと考えている。

まず、「書類審査の目的」は、申請者が「大学院修士課程に設けられたアーカイブズに係る科目を修得」または「関係機関の研修を修了」し、「職務基準書に示される知識・技能等を修得したことを確認する」ことである。准認証アーキビストの審査は、基本的に外形的な審査が主になる。なお、表の右下にあるとおり、認証アーキビストの認証を受けている方や過去に認証を受けた方も准認証アーキビストの申請ができることになっている。この場合、認証アーキビストの認証状の写しを添付することとしており、やはり外形的な審査となる。

以上の流れは、基本的に認証アーキビストの申請受付から審査までの流れと同様である。

「4 審査結果の報告」であるが、審査の結果は、館長に報告する流れとなる。

説明は以上である。

- 高埜委員長 先生方からご質問があれば、お出しいただきたい。
- 大友委員 念のための確認である。申請書類に不備があった場合には、申請者へ連絡をするという説明だが、これは不備を修正した上で、もう一度提出していただくということによるのか。
- 伊藤上席公文書専門官 申請書類の再提出が申請期間内に行われれば、受付を行うこととなる。
- 大友委員 申請期間の最終日に届いた申請書類に不備があった場合はどうなるか。
- 伊藤上席公文書専門官 基本的にはメール申請を想定しているため、可能な限り対応するが、例えば申請期間最終日の消印で郵送され、期間後に届いた申請書類に不備があった場合は、残念ながらその段階で申請者に連絡して終わりということになる。ただし、第1回認定であれば、第2回認定に向けた受付が4月に開始されるため、そちらに改めて申請していただくことも考えられる。
- 高埜委員長 ほかに気がついた点があれば、ご発言いただきたい。
事務局として、何人ぐらいの方から申請があると想定しているのか。
- 伊藤上席公文書専門官 正直なところ、どれぐらい申請があるかは分からない。認証アーキビストは、初年度は281名の申請があったが、准認証アーキビストはそれよりは少ないと考えている。後ほど説明するが、12月に全国公文書館長会議の参加館向けに説明会を行う。また、1月には申請者向けの説明会を開催することになっているため、その反応を見れば、分かってくるのではないかと考えている。
- 高埜委員長 やはり蓋を開けてみないと分からないというところだろうか。
ほかによろしいか。それでは、委員会としては、資料6に記載されている内容で了承したこととする。2月の申請受付に向けて、準備を進めていただきたい。

議題3 認証アーキビストの更新に係る検討について

- 高埜委員長 続いて、議題3「認証アーキビストの更新に係る検討について」、事務局より説明をお願いしたい。
- 伊藤上席公文書専門官 資料7に基づき説明
資料7「認証アーキビストの更新に係る検討について」をご覧ください。9月の第20回アーキビスト認証委員会に引き続き、ご検討いただきたい。
「1 検討事項」について、今回は、大きく3点挙げている。1点目は、9月の委員会に引き続き、「よくある質問（FAQ）」の具体化である。2点目は、「認証アーキビストの更新に係る申請書様式（案）について」である。3点目が、新たな事項であり、「認証アーキビスト審査規則別表2の改正について」、提案させていただきたい。いずれの検討事項についても、本日の委員会で決定するものではなく、先生方にご議論いただき、次回の委員会に向けてご意見をいただきたいと考えている。

それでは、「(1) 認証アーキビスト審査規則別表2に示す事項の具体化」について説明する。まず、「①更新点数累積期間内における申請後（申請年の10月～12月）の実績の扱いについて」は、2ページに具体的な案を示している。この点については、前回の委員会に引き続き提案する次第である。

申請年の10月～12月の実績の扱いについて整理が必要な理由は、更新点数累積期間が12月31日までとなっているためである。更新の申請書を9月に提出する場合、申請後の10月～12月に公表や活動を予定している実績をどう評価するか、整理が必要と考えている。

FAQは2つある。一つ目の「論文」や「研究ノート」のように原稿化される実績については、対象となりえると整理している。なお、認証申請時と同様に、出版元や発行元から公表予定であることを証明する書類の提出が必要となる。一方で、二つ目の「研究発表」や「研修等の講師」、「調査研究活動」、これはボランティア活動も含まれるが、これから活動を行う場合は、申請時点では実際に活動していないため、対象とすることは難しいと考えている。

次に、「②論文等を一冊の著作（単著）にまとめなおした場合について」であるが、これは、井口委員からご指摘いただいていたものである。今回案を作成した。結論から述べると、紀要等に掲載した論文等を、一冊の著作（単著）にまとめなおした場合、それぞれ「論文」と「著作（単著）」として更新に係る実績の対象となりえると整理した。研究発表を行い、その発表内容を原稿化した場合も同様に、「研究発表」と原稿化された「論文」もそれぞれ更新に係る点数に加算できるということである。

続いて、3ページ目の「③分担執筆、共同執筆、所属機関名での実績について」である。これも認証申請時と同じく、本人実績の証明を提出していただくことで、実績として認められると整理している。

最後に、「④「研修会等」における総会の扱いについて」である。これも過去の委員会でご意見をいただいたものである。「学会等の大会に合わせて行われた総会のみに参加した場合は、更新に係る実績の対象となりますか」との問いに対し、「専ら学会等の運営のために行われる総会のみに参加しても、認証アーキビストの知識・技能等の更新に寄与するとは考えられないことから、更新に係る実績の対象とはなりません。」と明確に示した。ただし、当然ではあるが、1日の中で、総会のみではなく、講演会や研究会等が開催される場合には、受講日数に含めることができると整理した。以上がFAQの記載案である。

次に「(2) 認証アーキビストの更新に係る申請書様式（案）について」である。9月の委員会では、申請書様式について、様式6、7を改正し、新たに追加の様式を加えることを提案させていただいた。今回は、実際に様式6、7の改正案を資料7の4～5ページに、追加する様式8～10の案を6ページ目から示した。

まず、様式6「「認証アーキビスト」更新申請書」については、現在、認証アーキビスト審査規則で定めている様式から、新たに「認証番号」欄を追加している。また、「提出資料」欄も、新たに追加する様式8、9、10及びそれらに係る添付書類を加えている。

続いて、様式7「更新実績・点数一覧」についてである。現在の様式は、一覧表のみの様式だが、表を「(1) 知識・技能等」、「(2) 実務経験」、「(3) 調査研究能力」の3つに分け、点数をそれぞれ記入できるように修正している。

様式8「(1) 知識・技能等」に係る実績一覧は、新規の様式である。「修得科目・受講研修等の名称」、「主催者」、「科目修得・研修等受講年月日」、「日数・時間数」、「受講対象等」を記入していただく。重要なのは、「得た知見の具体的内容」という欄である。これまで議論してきたとおり、その科目や研修でどのような知見を得たのかを申請者に端的に記入していただき、この記述を基に審査することを考えている。

続いて、様式9「(2) 実務経験」説明書」である。これは、認証申請時に実務経験を記入する様式4と基本的には同様の様式とした。ただし、認証の申請では実務経験の内容を記載する紙を様式4別紙として別に用意したが、更新では様式9の下部に、実務経験の内容を記入する欄を設けることとしたい。また、認証申請時と同様に、所属長等からの確認を得ていただき、委員会で申請者の実務経験を確認しやすい様式に整えている。

最後に、様式10「(3) 調査研究能力」に係る実績一覧」である。「名称」欄には、論文

名や発表タイトル、それから、「研修等の講師」も更新に係る実績として認められるため、その場合は、担当した科目名・研修名等を記入していただく想定である。論文や研究ノート等の場合は、「掲載誌等、公表時期」欄を記入していただき、研修講師等の場合は、その下の「主催者等、実施年月日・期間、回数」欄に記入し、「具体的な活動内容」について補記していただく。「論文」や「研究ノート」であれば、実績の写しを添付していただければ審査できるが、「研修等の講師」などの場合は、添付書類だけでは審査が難しいため、何らかの活動に係る書類を添付することに加え、「具体的活動内容」を端的に記入いただき、審査することを考えている。

次に「(3) 認証アーキビスト審査規則別表2の改正について」である。これまでの更新についての検討を踏まえ、更新申請者にとって、よりわかりやすい表とするために、審査規則別表2の一部の改正を行いたいと考えている。今回は改正の方向性についてご了解いただき、また実際にどのように改正するか、ご意見をいただければと考えている。

現時点で、具体的に考えている改正点が3点ある。1点目は、9月の委員会でも議論になった、「(3) 調査研究能力」のうち、「公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る著作(単著)」の備考で「自費出版を除く」としている箇所について。委員会において、自費出版かどうかにかかわる必要はないというご意見が出ていることを踏まえ、備考の記載は削除したいと考えている。

2点目は、「(3) 調査研究能力」の主な内容の中に、文字数を記載しているものがある。「公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る論文」であれば「10,000字以上」、「研究ノート」であれば「4,000字以上10,000字未満」等とあるが、文字数は、認証アーキビスト審査細則や「申請の手引き」のFAQにおいて、「4,000字」程度を目安とすると定めており、認証時と更新時で齟齬が生じている。よって、別表2の各項目にある文字数の記載は削除し、改めて欄外の備考に、文字数の目安が4,000字程度であると追記してはいかがかと考えている。

3点目は、(2) 実務経験の主な内容に、「ポイント」という表記があるが、他の部分と合わせて、「点」に修正することを考えている。

このほかにも、修正の必要な点があれば、ご意見をお出しいただき、それも含めて改正を図りたい。

説明は以上である。

- 高埜委員長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等をお出しいただきたい。
- 太田委員 まず、検討事項(1)の2ページ目の「よくある質問(FAQ)」記載案について、「②論文等を一冊の著作(単著)にまとめなおした場合について」の答えにある「ただし、当該実績が更新に係る実績として認められるか、またその点数については、アーキビスト認証委員会が個別に判断します」というただし書きは、「①更新点数累積期間内における申請後(申請年の10月~12月)の実績の扱いについて」の答えにも必要ではないか。
- 伊藤上席公文書専門官 ご指摘のとおり、認められるかどうかは委員会の判断であるため、①の答えにも追記したい。
- 太田委員 「①」の2つのFAQについて、「論文」など執筆物だと認められる一方で、「研究発表」など口頭のものだと認められない点が気になる。執筆物であっても、本当に公表されるかどうか結果が出ていないという意味では「研究発表」と同じではないか。3か月先の予定であり、「研修等の講師」であれば、内諾があったり、場合によっては発表されて受講者の募集段階の場合もあると思う。結果として、病気になったり、災害が起こり開催されないこともありえるが、それは論文でも同様の話であり、やや扱いの差が大きいのではないか。また、3ページの「④「研修会等」における総会の扱いについて」は、過去の委員会において、大会では1日のうちに総会や研修会、研究会が開催される場合があり、これら全てのプログラムに出席しなければ点数として認められないのか議論した際に、特に総会は、研修会等とは関係ないため、出席する必要はないのではないかと、話題に挙がった覚えがある。そうであれば、以前の議論を踏まえて、質問の立て方を変え、大会の全てのプログラムに出席しなければならないのか、部分参加でも認められるのかという質問にするべきではないか。それから、「研修会等を受講」については、3日以上、2日、1日以下で点数が違って

いるが、3日以上プログラムで、1日目が研修会、2日目が研究会…という場合、研修会と研究会を一括で数えるよりも、個別で数える方が点数が大きくなる可能性がある。質問が出るのはこういう点ではないか。

次に、検討事項の(2)についてである。別紙2の様式8「(1)知識・技能等」に係る実績一覧について、「日数・時間数」欄と「受講対象等」欄は、申請者の立場で考えると、書き方がわかりにくいように感じる。「受講対象等」欄には、「実務を行う者」など受講できる人のことを書けばよいのか。「日数・時間数」欄は、2時間の研修会に出た場合、「2時間」と書くのか、「1日」と書くのか悩んでしまうように思う。

同じく様式8で、「得た知見の具体的内容」欄は、「得られた知見の具体的内容」としたほうがよいのではないか。

様式9「(2)実務経験」説明書について、ほかの様式には備考に「欄が足りない場合、当該様式を複写して使用すること。」との注記があるが、様式9にはその注記がない。

最後に検討事項(3)の認証アーキビスト審査規則別表2の改正についてである。審査規則別表2の「(2)実務経験」の備考に、「認証期間満了日までを含む」とある。FAQの記載案では、論文などは認め得るが、「研修等の講師」などは認められないと整理されていたが、実務経験も申請時点から認証期間満了日までの期間については、本当に勤めたかどうか分からないのではないか。ただし、既に審査規則別表2の備考に記載しているため、実務経験は認め得るということであれば、FAQに加えたほうがよいかもしれないが、そもそもこの是非自体も検討が必要ではないかと思う。

それから、「(3)調査研究能力」の主な内容から文字数の記載を削除し、備考に4,000字程度と記載するとの説明だったが、「論文」も「研究ノート」も「業務報告書等」も一律に4,000字程度とするのではなく、「論文」はやはり10,000字以上必要と思う。「研究ノート」は現状、「4,000字以上10,000字未満」となっているが、10,000字以上の研究ノートもありえるので、備考に記載する際、文字数の表現も気をつける必要がある。

- 高埜委員長 最後の認証アーキビスト審査規則別表2の文字数について、事務局の説明では、論文について「10,000字」という表現は削除したいという説明だった。太田委員のご発言は、それでよいのかというご意見か。「論文」と「研究ノート」の違いも含め確認したい。
- 太田委員 資料7の1ページには、「論文」、「研究ノート」、「業務報告書等」の主な内容から文字数の記載を削除し、新たに欄外の備考に、4,000字程度と整理するとある。これを文字どおり解釈すると、全部4,000字程度になってしまう。「程度」というと、それより多いものは対象外になってしまうように思われる。論文が4,000字程度というのは、違うのではないか、やはり「論文」は10,000字以上とするべきではないかと思う。
- 伊藤上席公文書専門官 補足するが、「4,000字程度」とすると、4,000字程度で収めなければならないとの誤解を与えかねないので、「4,000字程度もしくはそれ以上」というような表現とすることを考えている。具体的な文案については後日提案させていただきたい。
- 中島統括公文書専門官 この文字数について、改正の提案をさせていただいている背景に、既に公表している「よくある質問(FAQ)」Q4-18において、「アーカイブズに係る調査研究実績」について、文字数の目安はありますかとの問いに対し、「認証アーキビストに求められる調査研究実績の量的な目安は、4,000字程度(図表を含む、史資料翻刻部分を除く)となります」と答えていることがある。このFAQは、認証時の審査の実態を反映してできたものであることから、今回提案させていただいた。

ただ、太田委員のご指摘のとおり、「4,000字程度」としてしまうと、4,000字前後の字数で、それ以上でもそれ以下でも対象外というような誤解を招くこともありえると思うので、「4,000字程度又はそれ以上」というような表現が考えられるのではないか。既存のFAQの修正も含めて、検討してまいりたい。

別の論点として、学会誌等において、論文、研究ノート、あるいは報告などとカテゴライズする際に、文字数が目安になっている場合もあるかと思う。先ほど太田委員からも、研究ノートでも10,000字を超えるものがあるのではないかというご意見もあったが、認証アーキビストの調査研究能力については、委員の先生方に個別にご判断をいただいていることからすると、あまり文字数が強く出てしまわないように考え、今回案を出させていただいた。

恐らく、認証を既に受けている方のアーカイブズに係る調査研究実績は、多くの場合、いわゆる人文社会科学系の分野のものが主になるかと思う。そういった場面においては、今、認証アーキビスト審査規則別表2に掲げている文字数がおおむね妥当してくるという気もするが、他方で保存科学や情報科学など、この先、データサイエンス的な分野で認証や更新を申請するといった場面も十分想定される。分野によっては、文字数がそれほど求められないこともあるかと思う。その辺りも含めて考え、案をお出ししているが、あくまでたたき台であるため、お気づきの箇所について、ご意見を賜ればと思う。

- 高埜委員長 分野によって論文の文字数は本当に異なる。歴史学では、短いものだと400字詰め50枚で20,000字以内という雑誌があり、60枚から80枚というものが一般的というイメージである。一方で、紀要への掲載に際し、外国文学や外国語学の方は、20枚で十分ではないかという意見もあった。アーカイブズ系であれば何字程度が妥当なのかは、アーキビスト認証の仕組みが、今後いろいろなところに波及するガイドラインになる可能性もあるので、もう少し議論してもよいかも。10,000字は一つの目安だろうし、4,000字で論文として認め得るとするか、4,000字では論文と言えないのではないかなど、忌憚のないご意見をお出しいただきたい。
- 井口委員 歴史系の論文でも、文字数が増えていることに対し、批判的な意見もある。文字数に註も含めているのかどうか、含めていないと、註を数多くつけた長大な論文が出てくるといふこともある。自然科学系などは学会発表を僅かな時間で行い、それをペーパーにするので、長大な論文は出てこない。一方で、やはり一定の文字数がないと説明できないようなものもあるので難しいが、認証アーキビストの字数は「目安」としておき、内容も加味して委員会が最終的に判断するというところにせざるを得ないのではないかな。
- 大賀委員 今の点に関連し、審査規則別表2の5点にある「職務の成果」について、例えば展示図録は、認証時には4,000字程度が目安になっている。審査規則別表2の「職務の成果」には、文字数の目安が記載されていないとなると、一部分でも書けば対象となりえるのかなど、質問が出るのではないかな。
また、「業務報告書等」は3点であり、文字数の記載を削除してしまうと、内容で15点、5点、3点と差をつけることになるが、実際の審査を考えると懸念がある。
- 高埜委員長 大賀委員のご指摘のとおり、「職務の成果」はどの程度の量が必要なのか、判断に苦しみそうな感じもする。かといって、あまり文字数を細かく規定すると、そこに到達するためだけに、文字数を増やすということも考えられ、悩ましい。
- 伊藤上席公文書専門官 様々なご意見をいただいたが、括弧書の文字数に係る記載は、全て削除させていただき、全体を通して最低必要な文字数の目安を備考欄に書くこととしたい。内容が「論文」なのか、「研究ノート」なのか、申請者に自己申告していただき、それを、委員会でご確認いただきたいと考えている。詳しくは、改めて提案させていただきたい。
- 高埜委員長 そうすると、本日の委員会としては、FAQの記載案をこれでよいかどうか確認しておく必要があるということか。
- 伊藤上席公文書専門官 おおむねこれでご了解いただければ、館で最終的な検討を行い、ホームページ等に掲載するが、先ほど委員から幾つかご意見もいただいたため、FAQについては、改めて修正案や考えを提案させていただき、了解を得た後に掲載することとしたい。
- 高埜委員長 了解した。では、先生方からご意見のあった箇所については、事務局でさらに検討を深めていただき、ご意見のなかった「よくある質問（FAQ）」記載案については、委員会としてご了解いただいたものとする。

議題4 その他

- 高埜委員長 それでは、最後に、議題4「その他」について、事務局からお願いしたい。
- 伊藤上席公文書専門官 アーキビスト認証の普及活動について、今後の予定を説明したい。
12月1日（金）に、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）の全国大会2日目
が駒澤大学で開催される。当館より中野公文書専門官が「アーキビスト認証の取組について
― 一准認証アーキビストの創設を中心に ―」と題して報告予定である。

12月中旬には、准認証アーキビストの仕組み等について、採用側となる全国公文書館長会議参加館を対象に、オンラインで説明会を開催する予定である。1月には、准認証アーキビストの申請を検討している方を対象に説明会を開催する予定である。

これらも含めて、今後もアーキビスト認証について、広く普及を図ってまいりたい。

○高埜委員長 ただいまの件で何かご発言はあるか。よろしいか。

それでは、本日の議題は以上である。最後に、山谷理事よりご挨拶をお願いしたい。

○山谷理事 本日は、長時間の審査に続き、大変有意義なご議論をいただき、ありがとうございました。ご審議いただいた件については、当館で引き続き準備を進めさせていただく。

次回の委員会は、2月を予定しており、引き続き認証アーキビストの更新などについて、本日いただいたご意見も踏まえて検討していただく予定である。

本日はどうもありがとうございました。

○高埜委員長 最後に、事務局から連絡事項をお願いしたい。

○伊藤上席公文書専門官 本日の議事の記録については、後日ご確認をいただきたい。

次回の2月の委員会は、准認証アーキビストの審査の前の委員会となる。ご多忙のところ恐縮であるが、よろしくをお願いしたい。

○高埜委員長 以上をもって、第22回アーキビスト認証委員会を閉会する。

以上